

# 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準、手続き方法

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」として以下の感染症に罹患した場合に出席停止の期間が定められております。以下の感染症に罹患した場合は、速やかに学校に連絡し、医療機関等に受診した際の診断結果をご報告ください。医師の指示に従って出席停止の期間お休みいただいた後、出席停止届をダウンロードし、保護者が記入して生徒本人が担任まで提出してください。

	感染症の種類	出席停止期間の基準等	
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）特定鳥インフルエンザ（感染症法に規定する）	治癒するまで	
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、左の限りでない
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失後、2日を経過するまで	
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれが無いと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれが無いと認めるまで	
	<その他の感染症> 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅班（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎等	条件により出席停止となる感染症であり、学校医その他の医師の意見を聞き期間を決定する	